

第3章 各主体の役割

第3章 各主体の役割

環境保全を推進するためには、市、市民、事業者がそれぞれ担うべき役割を自覚し、責任ある行動をとり、相互に連携及び協力しながら「協創」していくことが大切です。

ここでは、市、市民、事業者が担うべき役割を次のように考えます。

1 市の役割

市は、市民及び事業者と連携及び協力し、総合的な立場から環境施策の策定及び活動を積極的に行います。また、国、県と連携及び協力し、広域的視点に立った取組を推進します。

適切な計画の進行管理に基づき各施策の達成状況の把握を行い、その結果を各施策に反映させるとともに、環境施策に関する情報を提供します。

また、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全に関する行動を率先して行います。

2 市民の役割

市民は、環境問題への関心や理解を深め、現在の生活が環境に対して与える影響について十分に認識し、環境に優しいライフスタイルへの転換を心がけるとともに、環境保全のための行動に積極的に参加します。

また、地域の団体等も地域内の環境美化活動や環境教育に努めるなど自主的な活動に取り組みます。さらに本市を訪れる観光客などについても、市民と同様に環境保全のための行動に積極的に協力するようにします。

3 事業者の役割

事業者は、環境問題への関心や理解を深めるように努め、自らの事業活動が環境に対して与えている影響について十分に認識し、事業特性に応じた環境保全の取組を積極的に推進します。

また、業界団体と連携し事業者間での情報共有を図っていきます。

